

消費生活推進員を募集します！

青葉区民のくらしの安全を守るため、
仲間と一緒に活動しませんか？

横浜市では、横浜市消費生活条例第 16 条に基づき、地域における安全で快適な消費生活を推進して下さる方を、消費生活推進として市長が委嘱しています。現在の消費生活推進員の任期満了（平成 29 年 3 月）に伴い、平成 29・30 年度の消費生活推進員を募集します。

募集期間：平成 29 年 2 月 1 日（水）～平成 29 年 2 月 28 日（火）

募集要領を確認し、応募用紙に必要事項を記入の上、下記担当まで郵送またはファクスでお申込みください。募集要領及び応募用紙は、2 月 1 日から、青葉区役所、区内施設、青葉区ホームページにてご覧いただけます。

消費生活推進員 青葉区

検索

担当：青葉区地域振興課地域活動係 消費生活推進員募集担当

〒225-0024 青葉区市ケ尾町 31-4

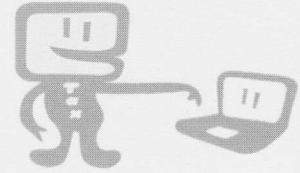
電話 045-978-2291 ファクス 045-978-2413

緑税務署から確定申告のお知らせ

緑区連承認	第13号
青葉区連承認	第23号

◎平成 28 年分の確定申告 【申告・納付の期限等】

所得税及び復興特別所得税	2月16日(木)～3月15日(水)
贈与税	2月1日(水)～3月15日(水)
個人事業者の消費税及び地方消費税	3月31日(金)まで



納税は振替納税が、安全・便利です。

所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、口座振替が利用できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

口座振替日：所得税及び復興特別所得税 4月20日(木)、個人事業者の消費税及び地方消費税 4月25日(火)

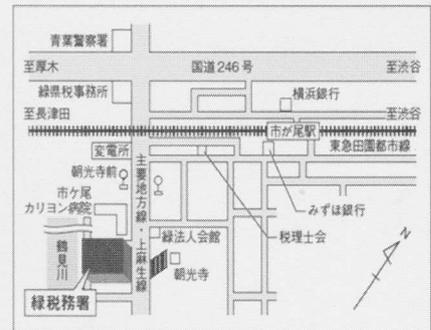
◎緑税務署の申告書作成会場

税務署の申告書作成会場は、**2月10日(金)**に開設します。

〔開設期間〕 2月10日(金)～3月15日(水)

土・日を除く。ただし、2月19日(日)及び2月26日(日)は、相談・申告書の受付及び用紙の配付のみ行います。

〔時間〕 受付 8:30～
相談・作成 9:15～17:00



○会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべく16時頃までにお越しください。

○上記期間以外は、税務署の申告書作成会場はありませんのでご了承ください。

○平成28年分から所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には、マイナンバーの記載が必要です。

税務署では本人確認を行いますので、申告書を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

○4月中旬まで税務署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。

発行：緑税務署 〒225-8550

横浜市青葉区市ヶ尾町22-3 ☎ 045(972)7771(代表)

※お電話は、自動音声にてお受けし、ご用件に応じて担当者がお答えします。

「確定申告書等作成コーナー」で「申告書」が作成できます。

詳しくは国税庁ホームページへ (<http://www.nta.go.jp>)